

# 藤枝法人会報



藤枝市サッカーのまち100周年記念式典

No. 123

令和6年9月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)

TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310

E-mail [svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp](mailto:svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp)

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会 員  
募 集 中

# 目次

第12回定時総会開催	1
令和5年度事業報告	2～3
貸借対照表	4
令和6年度税制改正のあらまし(速報版)	5～8
特集 小泉八雲と焼津	9～11
(一社)静岡県法人会連合会 令和7年度税制改正要望	12～22
税務署だより	23～26
財務事務所だより	27
税理士会だより	28
写真で見る法人会活動／新入会員紹介	29～33



家族の思い出  
わが子の門出  
松風閣の結婚式



SHOFUKAKU  
WEDDING  
SHIZOKA YAZU CITY  
SINCE 1988

## 毎土日祝 ブライダルフェア・相談会開催

※予約優先 ※結婚式実施の時間帯等、ご対応致しかねる場合もございます。

ホテルアンピア松風閣 〒425-0012 静岡県焼津市浜当目海岸通り星が丘

ブライダルサービス TEL.054-628-3316 (祝日を除く 火曜定休) <https://www.syofukaku.com/bridal>



# 公益社団法人 藤枝法人会 第12回定時総会開催

とき：令和6年5月22日(水)  
会場：ホテルアンビア松風閣

公益社団法人藤枝法人会 第12回定時総会を、5月22日(水)ホテルアンビア松風閣にて開催し、決議事項の第1号議案 令和5年度決算承認の件は異議なく承認可決され終了致しました。

最後に、ご来賓を代表して藤枝税務署長 石渡英二様、静岡県藤枝財務事務所長 平山親子様、東海税理士会藤枝支部長 大石誠様からご祝辞を頂きました。

記念講演会には一般参加の聴講者も加わり、講師に元キリンビール(株) マーケティング部 エグゼクティブ・フェロー 和田徹氏をお迎えし、「商品はつくるな市場をつくれ」と題してご講演頂きました。(P31写真掲載)

- 一、開会の辞
- 二、会長あいさつ
- 三、議長選出
- 四、定足数の確認
- 五、議事録署名人選出
- 六、議事
- (一) 決議事項  
第一号議案 令和5年度決算承認の件  
監査報告
- (二) 報告事項  
① 令和5年度事業報告  
② 令和6年度事業計画及び収支予算  
③ 令和7年度税制改正要望について
- 七、来賓祝辞
- 八、閉会の辞

(司会) 西野総務厚生委員



青島会長挨拶



ご来賓の皆様方



## 〈ご祝辞〉

藤枝税務署長  
石渡英二様



静岡県藤枝財務事務所長  
平山親子様



東海税理士会藤枝支部長  
大石誠様



## 令和5年度事業報告

自 令和5年4月1日  
至 令和6年3月31日

### I. 概況

公益社団法人としての使命を達成するために、税知識の普及、納税意識の高揚とe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、税制提言事業、経営支援事業、地域社会貢献事業等、公益目的事業に主軸を置き様々な活動を展開して参りました。また、会組織の強化、財政基盤強化のため、本会・青年部会・女性部会一体となって会員拡充に努めました。

### II. 主な活動は次のとおりです。

#### <公益目的事業>

##### 1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

###### (1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

###### (2) 税制・税務の普及広報事業

税制・税務に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」No121・No122の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

また、e-Taxの利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携協調を図りながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にもe-Tax等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

###### (3) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の「夏休み親子税金教室」、「税に関する絵はがきコンクール」、また、大学生対象の「租税教室」を実施しました。

###### (4) 税制改正への提言事業

- ①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、関係機関等に対し要望活動を実施しました。
- ②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

##### 2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

###### (1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

###### (2) 地域社会への貢献事業

- ①地域イベント「藤まつり」への参加は天候不良のため取りやめと致しました。
- ②家庭内におけるピーク時間の使用電力削減を目指した「いちごプロジェクト」の推進

#### <収益事業等>

##### 1. 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業

###### (1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

- ①財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社と連携を密にし、また、福利厚生制度推進キャンペーン特別委員会を中心に、更なる法人会の福利厚生制度の推進に努めました。
- ②地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。
- ③中小企業向け貸倒保障制度を推進しました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）
- ④協力弁護士制度
- ⑤広告チラシ同封配布サービス
- ⑥法人会提携ローン
- ⑦ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑧「早割電報」紹介サービス
- ⑨インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」
- ⑩事業承継支援制度
- ⑪会員特典カード「法人会メリットカード」の利用及び特約店募集
- ⑫日産レンタカー割引制度

###### (2) 会員親睦事業

会員相互の親睦や異業種交流を目的に、研修旅行、意見交換会、賀詞交歓会等の親睦事業を行いました。観劇会は中止と致しました。

###### (3) 組織の充実・強化

組織基盤強化のために、令和5年度会員拡充推進計画を立案し、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は、2,727社・個人賛助会員24名となりました。

- (4) 諸会議の開催
- ①定時総会の開催
  - ②理事会の開催
  - ③各委員会の開催
  - ④福利厚生制度推進キャンペーン特別委員会の開催
  - ⑤その他必要な会議の開催
- (5) 法人会相互の連絡協調
- ①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
  - ②東海法人会連合会との連携
  - ③公益財団法人全国法人会総連合会との連携

## 2. 管理関係

- (1) 定款や諸規程の適正な運用に努めました。
- (2) 事務運営体制等の充実を図りました。

## 3. 表彰関係（順不同・敬称略、役職は表彰時で記載）

- (1) 令和5年度静岡県納税功労者表彰
- <功労別表彰>公益社団法人藤枝法人会 会長 青島直久
  - <知事褒賞>公益社団法人藤枝法人会 事務局次長 畑 晃代
- (2) 令和5年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰
- 公益社団法人藤枝法人会 理事 ホンダモーター藤枝販売株式会社 代表取締役社長 渡邊博文
- (3) 令和5年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役員等表彰
- |                 |           |             |       |
|-----------------|-----------|-------------|-------|
| 公益社団法人藤枝法人会 副会長 | 榊原産業株式会社  | 代表取締役       | 榊原昇次  |
| 公益社団法人藤枝法人会 理事  | 株式会社清和不動産 | 代表取締役       | 清水みさ代 |
| 公益社団法人藤枝法人会 理事  | 株式会社赤阪鐵工所 | 代表取締役専務執行役員 | 塚本義之  |
| 公益社団法人藤枝法人会 理事  | 初亀醸造株式会社  | 代表取締役       | 橋本謹嗣  |
| 公益社団法人藤枝法人会 理事  | 松葉倉庫株式会社  | 代表取締役       | 松葉秀介  |
- (4) 令和5年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰
- <功労法人表彰>
- |                  |         |      |
|------------------|---------|------|
| 株式会社アンピ・ア        | 代表取締役社長 | 松永勝裕 |
| 近藤建設工業株式会社       | 代表取締役社長 | 近藤崇之 |
| 株式会社佐藤工業所        | 取締役会長   | 佐藤輝男 |
| 有限会社静岡経営労務管理センター | 代表取締役   | 伊藤彰彦 |
| まるせい自動車株式会社      | 代表取締役   | 青島章仁 |
| 丸天淡水魚株式会社        | 代表取締役   | 天野大輔 |
- <会員たる法人の役員表彰>
- |            |       |      |
|------------|-------|------|
| 株式会社いちまる   | 総務部部长 | 原田郁久 |
| しずおか焼津信用金庫 | 顧問    | 阿井 誠 |
| 株式会社藪崎新聞店  | 総務部部长 | 中野順二 |
- (5) 令和4年度全法連・県連単位会表彰<藤枝法人会関係>
- <県連 研修参加率向上表彰>
  - 研修参加率向上賞（前年比3%以上増加）
  - <県連 福利厚生制度推進>
  - 福利厚生制度推進優秀賞（収入保険料：大同生命101%以上）
  - <県連 福利厚生制度重点項目推進特別表彰>
  - ビジネスガード推進表彰（新規収入保険料対前年比増加第3位）

## 令和5年度事業報告 附属明細書

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和6年5月  
公益社団法人藤枝法人会

## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金	42,652	151,998	△ 109,346
普通預金	11,737,832	13,414,617	△ 1,676,785
<b>流動資産合計</b>	<b>11,780,484</b>	<b>13,566,615</b>	<b>△ 1,786,131</b>
<b>2. 固定資産</b>			
<b>(1) 基本財産</b>			
定期預金	44,000,000	44,000,000	0
<b>基本財産合計</b>	<b>44,000,000</b>	<b>44,000,000</b>	<b>0</b>
<b>(2) 特定資産</b>			
退職給付引当資産	15,374,000	14,835,000	539,000
減価償却引当資産	2,532,581	2,532,581	0
事務改善引当資産	2,300,000	2,200,000	100,000
周年行事引当資産	1,200,000	1,000,000	200,000
部会周年行事引当資産	850,000	750,000	100,000
<b>特定資産合計</b>	<b>22,256,581</b>	<b>21,317,581</b>	<b>939,000</b>
<b>(3) その他固定資産</b>			
什器備品	2	2	0
電話加入権	72,800	72,800	0
<b>その他固定資産合計</b>	<b>72,802</b>	<b>72,802</b>	<b>0</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>66,329,383</b>	<b>65,390,383</b>	<b>939,000</b>
<b>資産合計</b>	<b>78,109,867</b>	<b>78,956,998</b>	<b>△ 847,131</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	115,044	0	115,044
預り金	112,315	0	112,315
未払法人税等	71,000	71,000	0
<b>流動負債合計</b>	<b>298,359</b>	<b>71,000</b>	<b>227,359</b>
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	15,374,000	14,835,000	539,000
<b>固定負債合計</b>	<b>15,374,000</b>	<b>14,835,000</b>	<b>539,000</b>
<b>負債合計</b>	<b>15,672,359</b>	<b>14,906,000</b>	<b>766,359</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
指定正味財産合計	—	—	—
<b>2. 一般正味財産</b>			
一般正味財産合計	<b>62,437,508</b>	<b>64,050,998</b>	<b>△ 1,613,490</b>
(うち基本財産への充当額)	(44,000,000)	(44,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(6,882,581)	(6,482,581)	(400,000)
<b>正味財産合計</b>	<b>62,437,508</b>	<b>64,050,998</b>	<b>△ 1,613,490</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>78,109,867</b>	<b>78,956,998</b>	<b>△ 847,131</b>

## HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております



# 税制改正のあらまし



法人会キャラクターはんだ。

## I 法人税関係

### (1) 賃上げ促進税制の強化

賃上げ促進税制について、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置が創設され、適用期限が3年間延長されます。

#### ① 中小企業

賃上げ率の要件（1.5%、2.5%）及び税額控除率は現行を維持しつつ、賃上げの裾野を一層広げるため、赤字の中小企業にも賃上げのインセンティブとなるよう、繰越控除措置が創設されます。

現 行			
全雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比+10%)	合計控除率 (最大40%)
+1.5%	15%	税額控除率	25% <sup>*1</sup>
+2.5%	30%	10%上乗せ	40% <sup>*1</sup>

改 正 案				
全雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比+5%) 【要件緩和】 <sup>**</sup>	女性活躍 子育て支援 【新設】 <sup>**3</sup>	合計控除率 (最大45%)
+1.5%	15%	税額控除率	税額控除率	30% <sup>*1</sup>
+2.5%	30%	10%上乗せ	5%上乗せ	45% <sup>*1</sup>
中小企業は5年間の繰越控除が可能(新設) (繰越控除する年度は全雇用者給与等支給額対前年度増が要件)				

※1 控除上限：当期の法人税額の20%

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上との要件を追加。

※3 くるみん認定 or えるぼし認定（2段階目以上）

#### くるみん認定とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局へ申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

#### えるぼし認定とは

### ② 中堅企業・大企業

従来の大企業のうち、従業員2,000人以下の企業については、中堅企業という新たな枠が創設され、賃上げしやすい環境が整備されます。また、大企業については、現在の賃上げ率の要件（3%、4%）は維持しつつ、段階的に7%まで、さらに高い賃上げ率の要件が創設されます。

なお、本措置の適用を受けるために公表すべきマルチステークホルダー方針（給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等）について、取引先の消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針について記載されるよう、記載事項が明確化されます。また、対象法人に従来の「資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上」に、「常時使用する従業員数が2,000人超の大法人」が追加されます。

現 行			
継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比+20%)	合計控除率 (最大30%)
+3%	15%	税額控除率	20% <sup>*1</sup>
+4%	25%	5%上乗せ	30% <sup>*1</sup>

改 正 案（ ）内は大企業のみ <sup>*1</sup>				
継続雇用者の給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比+10%) 【要件緩和】 <sup>**2</sup>	女性活躍 子育て支援 【新設】 <sup>**3</sup>	合計控除率 (最大35%)
+3%	10% (10%)	税額控除率 5%上乗せ	税額控除率 5%上乗せ	20% <sup>*1</sup>
+4%	25% (15%)			35% <sup>*1</sup> 25% <sup>*1</sup>
+5%	(20%)			30% <sup>*1</sup>
+7%	(25%)			35% <sup>*1</sup>

※1 控除上限：当期の法人税額の20%

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、上記とあわせて当期の給与等支給額の0.05%以上との要件を追加。

※3 中堅企業はプラチナくるみん認定orえるぼし認定（3段階目以上）、大企業はプラチナくるみん認定orプラチナえるぼし認定。

※4 従業員数2,000人以下の従前の大企業であっても、その企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業となります。

#### 適用時期

①、②の改正については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

## (2) 交際費課税の特例措置の延長と飲食費基準の見直し

交際費課税について、以下の措置が講じられます。

- ① 中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）と交際費のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金100億円以下の大法人も適用可）が3年間延長されます。
- ② 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下（現行：5,000円以下）に引き上げられます。



※ 中小法人は「飲食費の50%を損金算入できる措置」を選択することも可

### 適用時期

①の改正については、令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。②の改正については、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

## (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

改正案では、法人税の申告書等をe-Taxで提出しなければならない法人（農業協同組合等）のうち、常時使用する従業員が300人を超える法人を対象法人から除外した上で、適用期間が2年間延長されます。

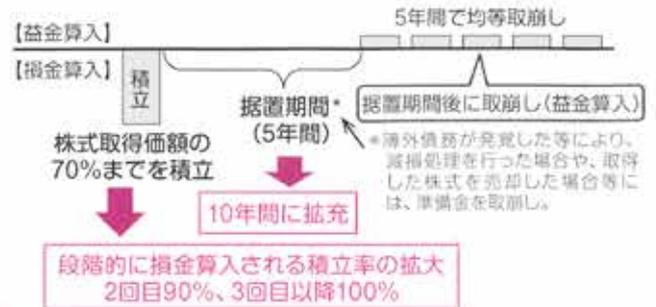
### 適用時期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に少額減価償却資産を取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

## (4) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充と延長

中小企業事業再編投資損失準備金制度は、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によるM&Aを行う場合（取得価額が10億円以下の場合に限ります）、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入ができる制度です。

改正案では、複数回のM&Aを実施する場合（一定の表明保証保険契約を締結している場合等を除きます）、積立率が現行の70%から、2回目は90%、3回目以降は100%に拡充され、準備金残高の取崩しまでの据置期間についても10年間（現行：5年間）に拡充された上で、適用期間が3年間延長されます。



### 適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画（仮称）の認定を受けたものに適用されます。

## (5) イノベーションボックス税制の創設

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権から生じる一定の所得（譲渡所得又はライセンス所得）について、30%の所得控除を認めるイノベーションボックス税制が創設されます。

イノベーションボックス税制の投資を増加させるインセンティブを強化するために、一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率が段階的（令和8年度、令和11年度、令和13年度の3段階）に引き下げられます。

### 適用時期

令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

## (6) カーボンニュートラル投資促進税制の見直しと延長

カーボンニュートラル投資促進税制は、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、対象設備を取得等した場合に、取得価額の50%の特別償却又は最大10%の税額控除が適用できる制度です。

改正案では、中小企業者が生産工程効率化等設備の取得等をする場合の認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された炭素生産性向上率の区分と税額控除率が見直しされ、その他所要の措置が講じられた上で、適用期間が2年間延長されます。なお、DX投資促進税制との合計で法人税額の20%が上限となります。

	企業区分	炭素生産性向上率	税額控除率	特別償却率
現行	なし	7%以上	5%	50%
		10%以上	10%	50%
改正案	中小企業	10%以上	10%	50%
		17%以上	14%	50%
	大企業	15%以上	5%	50%
		20%以上	10%	50%

### 適用時期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた法人が、対象資産をその認定を受けた日から3年以内に取得等をして、事業の用に供する資産に適用されます。

## II 所得税関係

### (1) 所得税・個人住民税の定額減税

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税で定額減税が講じられます。

減税額は、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税が3万円、個人住民税所得割額1万円となります。ただし、合計所得金額1,805万円超の所得者は対象外とされます。

※ 所得税については、住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税されます。

	実施時期
給与所得者	・ 令和6年6月以降の源泉徴収税額から
公的年金等受給者	・ 令和6年6月から控除しきれない場合は、翌月以降の税額から
不動産所得・事業所得者等	確定申告（原則）

#### 適用時期

所得税は令和6年分の所得税額から、個人住民税は令和6年度分の個人住民税所得割額からそれぞれ控除されます。

### (2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て支援の観点から、子育て世帯等<sup>※</sup>における住宅ローン控除の借入限度額が上乗せされます。

具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置が講じられます。

また、新築住宅の床面積要件について合計所得金額が1,000万円以下の者に限り40㎡（現行：50㎡）に緩和されます。

※ 子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

	現行 (令和6年・7年入居)	改正案 (令和6年入居に限る)	
		借入限度額	
新築・買取 再販住宅	借入限度額	子育て世帯等	それ以外
認定		4,500万円	5,000万円
ZEH	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ	3,000万円	4,000万円	3,000万円

#### 適用時期

令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

### (3) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

子育て世代の居住環境改善の観点から、既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除）について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加えられます。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

※ 子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

#### 【一定の子育て対応改修工事】

次の①から⑥のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る）

#### 適用時期

令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

### 〈COLUMN〉

#### （その他の子育て支援策について）

下記の子育て支援策については、令和7年度税制改正において、以下の方向性で検討し、結論を得ることとなっています。

- ① 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充  
所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。
- ② 扶養控除の見直し  
16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）が復元されます。
- ③ ひとり親控除の見直し  
ひとり親控除の所得要件について、合計所得金額が1,000万円（現行：500万円）以下に引き上げられます。また、ひとり親控除の所得税の控除額が38万円（現行：35万円）に、個人住民税の控除額が33万円（現行：30万円）に引き上げられます。

## III 資産税関係

### (1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）で、特例承継計画の確認申請を令和6年3月31日までに提出しなければなりません。

改正案では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）についても、個人事業承継計画の提出期限が令和8年3月31日まで2年間延長されます。

#### 適用時期

特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限が、令和8年3月31日まで延長されます。

#### (2)直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、非課税限度額(1,000万円)の上乗せ措置の適用対象となる住宅用家屋の要件が見直されます。

改正案では、適用要件である住宅用家屋の省エネ性能基準が以下のとおり見直された上で、適用期限が3年間延長されます。

現 行	改 正 案
断熱等性能等級4以上 又は一次エネルギー消費 量等級4以上	断熱等性能等級5以上 かつ一次エネルギー消費 量等級6以上

なお、令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅または令和6年6月30日までに建築された住宅については、現行の要件のまま変更はありません。

#### 適用時期

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

## Ⅳ 消費税関係

#### (1)仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

仕入税額控除の適用には、一定の事項が記載された帳簿と適格請求書等の保存が要件とされていますが、一定の取引については、適格請求書等の保存がなくても帳簿に、①課税仕入れの相手方の住所・所在地、②特例の対象である旨の記載をすることで、仕入税額控除ができる特例が設けられています。

改正案では、特例の対象となる自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引(3万円未満の少額なものに限る)については、事業者の実務に即して、上記①の住所・所在地の記載が不要とされます。

#### 適用時期

令和6年4月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。なお、運用上は、令和5年10月1日以後に行われる課税仕入れに係る帳簿への記載から適用されます。

#### (2)簡易課税適用者等の経理処理方式の見直し

税抜経理処理方式を採用する簡易課税適用者及び小規模事業者向け2割特例制度の適用者が、課税仕入れを行った場合の経理処理方法の明確化が図られました。

具体的には、免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則、仮払消費税等は生じませんが、簡易課税適用者等は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことも踏まえ、継続適用を要件に支払対価の額の110分の10(108分の8：軽減対象課税資産の譲渡等に係るもの)相当額を仮払消費税額等として計上できることとする等の所要の見直しが行われました。

#### 適用時期

令和5年10月1日以後に国内で行う課税仕入れについて適用されます(令和5年12月消費税経理通達改正)。

## V その他

#### (1)外形標準課税の適用対象法人の見直し

##### ①減資への対応

外形標準課税の適用対象法人について、現行基準(資本金1億円超)は維持されますが、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、その事業年度に資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。

また、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、駆け込みで施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度の末日までの間に資本金1億円以下であっても、施行日以後最初に開始する事業年度の末日に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられます。

##### ②100%子会社への対応

親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものについて外形標準課税の対象とする措置が講じられます。

#### 適用時期

①の改正については、令和7年4月1日以後に開始する各事業年度から、②の改正については、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度から適用されます。

\*この内容は、令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱に基づいています。

特

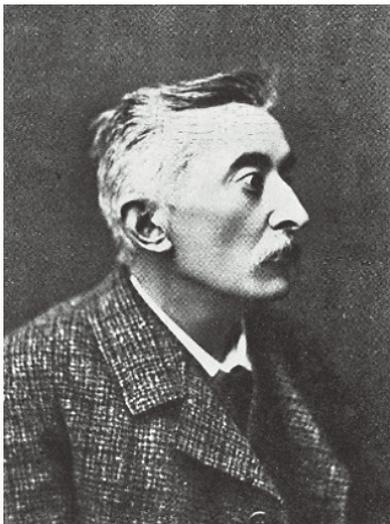
集

## 小泉八雲と焼津

ラフカディオ・ハーン（後の小泉八雲）は1850年（嘉永3年）ギリシャのレフカダ島で生まれた。父はアイルランド人、母はギリシャ人であった。アイルランドで生活していたハーン4歳の時に、母が離婚してギリシャに戻ってしまい以後音信が途絶え母と生涯再会することは無かった。16歳の時友人と遊んでいる最中に左目の怪我を負い失明した。ハーンの肖像は左目が写らない右向きのものがほとんどである。19歳で渡米、新聞記者になり有能な記者として活躍した。アメリカ・ニューオーリンズで万国産業綿花博覧会が開かれ、ハーンは日本館の展示に魅かれた。この時日本館に詰めていた日本の文部省のお役人と知己になった。この事がハーンが日本に移住を決めて仕事を探す時大きな助けになった。新聞記者として成功し、日本紀行文を書くため挿絵画家（当時すでに写真はあったが挿絵も多く新聞に使われた）と一緒に横浜港に到着した（明治23年）。船中で自分達の新聞社での給料を話し合ったところ、挿絵画家のほうが多い事が分かり、立腹して即新聞社を退社した。紀行文を書くことがなくなったので挿絵画家は横浜港からアメリカへ引き返した。

ハーンは仕方なく日本で生活することを決める。日本で住むためには仕事が必要で、万博の日本館の文部省のお役人が大変役立った。島根県松江中学校の英語教師の職を得た。同校の校長より報酬が多かったといわれている。ここで士族の娘小泉セツと結婚する。このことでハーンはセツの実家、セツの養女宅、自宅の経済を一身に背負うことになった。

明治29年に帰化手続きが完了し、小泉八雲と改名する。



小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）



挿絵画家の描いた横浜港での八雲の後ろ姿

松江での生活は順調の様子であったが、気候が寒いのと給料が生活費に足りない事等で1年程で熊本第5高等学校へ転任する。熊本では約3年過ごし、英字新聞社神戸クロニカル社へ入社した。当時は日清・日露戦争中で、従軍記者として採用されたいらしい。1年程で神戸を去り東京帝国大学英文学教授となる。

大学教授の約1ヶ月程の夏期休暇を使って遠泳が出来る海水浴場を探して、最初は浜松の舞阪港へ行く（舞阪港は松江中学校の教師仲間が浜松に居てその薦めによる。）舞阪港は遠浅の海水浴場であり八雲には気に入らなかったため、教師仲間が焼津を紹介し焼津の海にたどり着く。東海道線で焼津駅に降り立ち、焼津湊にあった割烹旅館秋月楼に滞在するが秋月楼の不誠実な対応に怒り城之腰の魚屋山口乙吉宅に移る。乙吉の人柄が気に入り、真実の男、善良仁と褒めたたえて、以降6度の夏を焼津で過ごす。

八雲は新屋の浜から遠泳をしていた。新屋の浜へ行く途中に光心寺がある、光心寺には当時は珍しいリュウゼツランの鉢があり、和尚さんから苗を譲ってもらったとの記録がある。また遠泳中にリュウゼツランの葉にぶつかり痛い目にあったという八雲の長男一雄の記述もある。焼津には一家で来ていた、セツ夫人は焼津の町は、ハエが飛んだりして不潔だと気に入らず初回に来たのみであった。

八雲の短編小説「漂流」の主人公甚助は山口乙吉宅の筋向かいの酒屋の主人であった。八雲は甚助を乙吉宅の二階へ招いて漂流した本人から直に話を聴き小説「漂流」という作品を著した。

焼津の海岸は波が荒く波除け地蔵が立っていた。首がとれたお地蔵様を見つけた八雲は不憫に思い、一雄の名前で新しいお地蔵様をつくりたいとセツ夫人に手紙を書くが、縁起が悪いと反対され断念する。昭和になってから地元の人々の浄財により新しい波除け地蔵がつけられた。

新屋の海が荒れていると八雲は波の静かな和田浜まで出かけ遠泳をした、途中の茶店でラムネを買って一雄にあげるのを楽しみにしていた。今でも焼津では「和田のラムネ」として親しまれている。

一雄の父を回想した一文に下記がある。（父の書斎の机の上には焼津の浜辺から拾ってきた小石が二、三いつも置いてある。海の好きな父はペンを休めた刹那この石に一瞥を与えると、必ず海を連想して何となく爽やかな気分になるとのこと、時折これを執って自分の耳に押し当てて、さざ波の音が聞こえると申ししていた。）

また一雄は次の一文も残している。（乙吉宅の変化は年ごとにあった。神棚のダルマをはじめ種々の器具類が変わっていた。中でも大きな変化は、いつの年だったか板葺屋根が瓦葺に変わっていたのと畳が新しくなっていた。）この様に乙吉宅も充分なお金がお金で家財・家屋の修繕にあてられた。八雲は乙吉の宿賃の請求に、黙って2倍の金額を払っていた。

# 小泉八雲と焼津



甚助の板子（焼津小泉八雲記念館蔵）



焼津小泉八雲記念館

明治36年、東京帝国大学を解雇された。当時は国策として日本人の大学教授を養成中であり夏目漱石が八雲の後任となった。

明治37年、早稲田大学英文学教授に就任した。

明治37年、6回目の焼津の海に逗留する。焼津から東京の自宅に戻り1ヶ月後、心臓発作で急逝する。当時八雲には水泳は無理でドクターストップがあったといわれている。八雲は無理を押しつけて焼津に来ていたことになる。雑司ヶ谷墓地に葬られた。享年54歳。

八雲は「焼津にて」、「海辺」、「漂流」、「乙吉のだるま」、「夜光幻想」の5編の短編小説・随筆を書いた。いずれも彼の焼津に慣れ親しんだ気持のこもった作品である。これらの作品は焼津小泉八雲記念館のホームページに載っている。八雲作品はすべて英語で書かれている。ホームページのそれは和訳である。

焼津おとな倶楽部案内人

小川 博

## &lt;第一 総論&gt;

## 1. 経済社会の現状と財政改革の推進

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して1年が経過し、この間、行動制限の緩和に伴い個人消費が活力を取り戻し、企業の生産活動も持ち直しの動きが見られ、「成長と分配の好環境」に向けて、大きな潮目の変化が見られる状況となっている。

こうした中、2023年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は1,297兆円を超え、8年連続で過去最大を更新するなど、国際的にも突出しており財政健全化及び将来世代への負担の先送りを回避するためには、経済社会の構造変化に対応した歳入・歳入の両面の改革を行う必要がある。そのためにも、中小企業をはじめとする経済の活性化による歳入の増加と、財政支出の削減こそが必要と思われる。

## 2. 行政改革と規制緩和の推進

遅れている規制緩和の実施と相俟って、公務員数の削減・公務員給与の見直し、国・地方議員定数の削減、報酬の引き下げ等、行政経費の切り詰めや組織の簡素化・合理化、さらには民間活力の有効活用は、真っ先に取り組んで欲しい課題であり、取り組みにあたっては、行政としての数値目標を決めて進めていくべきである。

近時問題となっている行政モラルの厳正化をはじめとして、国民の信頼を取り戻すためにも、いまだ解決しない天下り問題や天下り先である特殊法人改革と合わせ、自らの身を切るような行政改革の早期実現を望む。

また、行政の透明化を図るためには、行政当局による徹底した情報開示は絶対的必要条件であるが、これに加え「国と地方の行政のあり方全般を常に監視・チェックし、必要に応じ異議申し立て・是正勧告を行い、あるいはあるべき姿を提言し働き掛ける」というような機能を持つ第三者機関が是非とも必要である。

地方に根差し全国組織でもある“法人会”は、その第三者機関として最も相応しい組織であると考えられる。

## 3. 社会保障と国民負担

我が国における少子高齢化の傾向は益々その深刻さを増しており、特に現役世代が高齢者を支えるという現行の年金制度等の社会保障制度を維持することが極めて難しくなっている。また、「子育て支援」の対策も本腰を入れて取り組んでほしい。

将来の社会を見据えた「子育て支援」の充実と国民が安心して老後の生活を継続するための社会保障制度を維持するために、国民にある程度の負担を課することはやむを得ないが、一部の世代に過大で不公平な負担を強いたり、所得に対して逆進的負担となることは是非とも避けるべきである。いかなる場合も、国民負担率は絶対に50%以下に抑えなければならない。また、企業に雇用の維持と賃金の増加が求められている中、企業の社会保障費（社会保険料）負担の増加は、経営に大きな圧迫を強いており、とくに、中小企業への過度な負担を抑え、経済成長を阻害しないような税と一体となった制度の確立が求められる。中でも、赤字企業でも社会保障費の負担が増えていくことは問題である。

更に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり始め、介護給付費が一段と増加することが見込まれる。介護保険制度を持続可能なものとするために、給付と負担の見直しは、今後さらに重要であり取り組むべきである。

## 4. 税制改正の必要性

これまでの活力ある経済を再生し努力したものが報われる社会を実現するためにも、「公平・中立・簡素の三原則」に基づいた税制への改正を次のとおり要望する。

## (1) 中小企業に対する税制改革について

- ① 軽減税率の特例の本則化及び租税特別措置の廃止による制度の簡素化と更なる優遇策の拡大を提言する。
- ② 事業承継税制について欧米並みに相続税とは独立させることとし、中小企業株式（非上場株式）の評価方法を中小企業の実情に合った見直しとするよう要望する。
- ③ 法人税制における中小企業の定義（範囲）の維持を要望する。

## (2) 個人に対する税制について

- ① 課税ベースを上げ、累進構造を是正し、適用税率を見直すことを要望する。
- ② 上場株式等有価証券課税の見直し、また、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段階的な税率とし、将来的には総合課税化するよう要望する。
- ③ 給与所得控除・基礎控除等の各種控除をより簡素な控除制度とするよう要望する。
- ④ 相続税についての課税強化には、国際的な流れとは逆行するため特に反対する。

## (3) 子ども家庭庁の設置に伴い、少子化対策をさらに本腰を入れて取り組む必要がある。子ども手当等の給付に代え、無料託児所・無料保育園等環境整備の実施等により実効性あるものへの切り替えを含め、“子ども・子育て新システム”の早期実現を要望する。

合わせて、家族の絆を深め親の世話と子育てを両立しやすい親子三世以上の上帯の増加・促進のため、税制面での優遇措置が必要と考える。

## (4) 将来の税制改正において、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラル等の税法改正や様々な制度導入に向け、その税法・制度設計が複雑化することなく、簡素化した制度となるよう配慮すること。

また、今後、国の情報システムや地方共通のデジタル基盤、データの利活用等が期待されるため、税制面においても国と

地方の手続きの一元化を要望する。

(5)その他

- ①生活保護制度について次の事項の改善を要望する。
  - (a)生活保護費が低所得層の収入よりも高いこと。
  - (b)不正受給者が多いこと。
  - (c)本当に必要な人に生活保護費が行き届く制度ではないこと。
  - (d)市町村の受給者審査が統一されていないこと。
  - (e)生活再建時は収入増に応じた段階的な処置を設けること。
- ②税制改正事項の適用開始時期を遡って設定することのないよう、強く要望する。
- ③大企業が、減資などにより中小企業のメリットを利用するケースがみられるので規制が必要だと考える。

## 5. 租税教育の充実

そもそも納税が憲法で定められた国民の基本的義務の一つであるということを、国民全体に理解してもらうための租税教育の徹底、特に児童や青少年の世代に租税教育を実施することは、納税意識の向上に大きな効果をもたらすものである。

危惧される納税モラルの低下を防止するためにも、租税教育を含め、税の大切さを理解してもらう活動や制度の充実を要望する。

## ＜第二 基本事項＞

### 1. 法人の税負担のあり方

(1)中小企業に対する課税ベース拡大に反対（外形標準課税）

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(2)中小企業の軽減税率の適用（中小企業優遇税制の確立）

長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。

また、軽減税率15%への特例が2年間延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(3)同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、この「資本金1億円以下の企業」という定義を崩すことのないよう強く要望する。

(4)交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、企業規模にかかわらず原則損金算入とすべきである。

(5)減価償却制度の改善

a. 益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化しよう要望する。

ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。

また、建物・建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

b. 昨今のインフレ状況を鑑み、取得価額50万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とするとともに、損金算入額の上限（合計300万円）の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを強く要望する。

(6)役員報酬の取り扱い

a. 役員報酬は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員報酬の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員報酬は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

b. 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入

コロナの影響を受け、業績に苦しむ企業が多数あることから業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

(7)自然災害等に備えた税制の拡充

中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、特別償却が可能となったが、更にすべての企業につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。また、今回の新型コロナウイルスのような事象が発生した場合の対応策を普段から用意していただきたい。

(8)寄附金の損金算入限度について

a. 寄附金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄附金の認可条件を緩和するとともに、一般寄附金の非課税枠の拡大を求める。

また、少額な寄附金（3万円以下）は全額損金として認めること。

b. 特定公益団体に対する寄附金は一般寄附と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄附金は、指定寄附金と同様な取扱いとすること。

また、企業が関わる寄附金は重要な支援であるため、一般寄附金の非課税枠の拡大を強く求める。

(9)受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(10)中小企業に対する研究開発税制の見直し

税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受できるような制度への見直しを要望する。

(11)中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、設備投資に係る新たな類型(デジタル化設備)として追加された。これにより設備等を取得した場合、即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除の適用が可能となったが、対象となる設備（例えば工具・器具、備品）は取得価格が30万円以上のものなど「一定規模以上のもの」の要件の撤廃と、適用期限の延長を要望する。

(12)オープンイノベーション促進税制の拡充について

オープンイノベーションの促進に係る税制は、重要度の高い税制ではあるものの、より使い勝手の良い税制に改正する必要性があり、利用者の要望に早期に検討・対応されるべきである。

(13)雇用拡大・賃金上げを促進する税制の拡充

我が国の賃金水準は、長年にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国と比べ低迷していた。中小企業が、今後も雇用を維持し、賃金上げを促進するためにも、現行20%の控除限度額を拡充する等、税制面からの一層の支援を要望する。

(14)過度な租税特別措置の見直し

政策目的を実現するための租税特別措置は利用が一定の大企業に限定され、公平・中立・簡素という租税原則から逸脱している。これは課税ベースを侵食し税収減につながることで、また実効性を伴う監査制度もなく不透明であり、過度な制度は対象の絞り込みや重点化・時限的運用などにより縮減していくべきである。

(15)欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円以下の中小企業者が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、繰戻し期間の無期限化を要望する。

(16)電子帳簿保存法の見直し

電子取引により授与した取引情報は、電子データにより保存しなければならないと義務化されたが、その対応には相当な事務負担が生じ、電子保存義務化の対象となる取引の見直し等による更なる要件の緩和や、中小企業の経理事務の実態を踏まえ業務のデジタル化に向けて税制面からも支援するような制度の創設を要望する。

## 2. 所得課税のあり方

(1)課税最低限

国民全般に税に関心を持たせ、税の公平性を保つ意味からも課税最低限度額を引き下げるとともに、“広く、薄く、公平な”税制を実現すべきと考える。

これにより現行に比べ不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

(2)上場株式等有価証券課税の見直し

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得」等については大口株主を除き分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段階的な税率とし、将来的には総合課税化するよう要望する。

(3)少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a. 一時的な給付ではなく、安定的な子育て支援控除制度の創設を要望する。

また、将来的には少子化に歯止めをかけるために「N分N乗方式」等を含め検討が必要であり、大胆な税制上の施策を強く要望する。

b. 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供を持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。

c. 公的年金課税制度の改善（高齢化社会に備えた税制）

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の進展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。

反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特

に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は130万円を上限とするよう要望する。

しかしながら、給与と同等額にまで控除額を減らしたとしても、年金受給者兼給与所得者にとっては、双方の控除が可能となる。これは給与のみの場合と比べ公平な負担とは言えない。公的年金を給与とみなすのが困難であれば、それぞれの控除を廃止して、合算後に控除すべきである。

また、年金制度改正の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

加えて、年金制度改革により支給停止制度を止め、年金所得と給与所得を合算して課税所得として取り扱う事を提案する。低所得者対策は全体の所得や保有資産等、置かれている状況を考慮して全体から控除する税制の検討を要望する。

更に、支給停止制度ができない間は、停止した分を公的機関への寄付などと同様な控除制度を盛り込む事を要望する。

d. 所得税における未婚のひとり親への控除又は寡婦控除は、令和2年改正で見直されているものの、支援措置が十分とは言えないため、所得税の非課税措置を設けるべきである。

#### (4)住宅関連税制の改善（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせるよう要望する。また、居住している住宅の特定のリフォームを行った場合も住宅ローン控除の対象になるが、内容に関係なく住宅ローン控除を認めるよう要望する。

#### (5)復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また“復興”とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(6)災害により生じた雑損失の金額の繰越控除期間を7年に延長することを要望する。

(7)所得税の再分配効果をもっと高めるため、「所得控除」ではなく「税額控除」制度を採用した抜本的な改革を求める。

#### (8)事業用不動産の譲渡損失について

確定申告を行う事業者について、業務用不動産に係る譲渡損失があるときは、これを他の各所得の金額から控除（損益通算）できるように要望する。

#### (9)金の売却時控除額について

現在は購入時の金額等が証明できない時は、売却時の5%がみなし購入費用として控除できることとなっているが、直近10年間の最安値などと改めるよう要望する。

### 3. 相続・贈与税制のあり方

#### (1)相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、従前の5,000万円プラス一人当たり1,000万円×法定相続人数の水準までに戻すことを要望する。

#### (2)事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業承継の要件緩和が大幅になされたが、これら緩和後の要件であってもまだまだ不十分であり、10年間の限定措置でなく、恒久的な措置にすべきである。また、本制度は独立した税制とすべきである。

加えて、「特例承継計画」の提出期限も令和6年度税制改正において令和5年3月末から令和8年3月末までに延長はされてはいるが、提出期限が限られていることに変わりはなく、この事前承認手続きを特例措置の適用期限である10年までに延長すること。

また、事業用資産を一般財産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設を求める。

#### (3)非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

#### (4)相続時精算課税制度について

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、特別控除2,500万円の対象外となった。

この改正は、事業承継において相続時精算課税制度を利用するメリットとなり、大いに評価するものである。ただ、特別控除の非課税枠は引き上げるよう要望する。

また、本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時かあるいは採用した時かのいずれか評価の低い方を選択適用できるように要望する。

## (5) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっていて、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。これが、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以後の贈与については段階的にはあるが、7年に延長された。事業承継においては、経営者は明確な意思のもとに計画性を持ってそれを行っていくものである。被相続人の意思や後継者に対する思いを軽視することになりかねないこの制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

## (6) 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置について

「直系尊属からの住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」が実施されたが、本制度は住宅取得を計画する対象者において貴重な非課税措置であり、制度の恒久化と非課税制度額の増額を要望する。

## 4. 地方税制のあり方

## (1) 土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。

更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。

特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。

よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

## (2) 償却資産に関わる固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。

廃止するまでの間、法人税制と地方税制との乖離をなくすことを要望する。

少なくとも、30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税（地方税）をかけない制度とし税制全体をシンプルで統一性のあるものとするべきである。また、償却額については1円まで償却できるように、国税の基準と同様の仕組みとすることを要望する。

## (3) 固定資産税の見直し

a. 法人税の減価償却方法とは別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b. 固定資産税の税率を引き下げ、標準税率を1%程度とするともに、固定資産税の税率を現在は再建築価格を3年に1回算定していて、残存償却率も3年ごとにしか変わらない。これは再建築価格の算定が手間であるためである。

また、昨今の木材や鉄鋼の価格が上昇している場合、再建築価格が上がり償却率が上がっても下がらないケースが増えていく。シンプルに購入価格を基準とし、償却率も毎年見直すことを提案したい。

なお、評価法を改めるまでは、減価償却の掛け率など経過年数評価を毎年見直すよう要望する。

c. 固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目するのではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。よって、評価方法を収益還元価格等で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

d. 新築住宅に係る固定資産税は、新築後の一定期間、家屋の固定資産税が2分の1となる特例が2年延長されたが、同制度の恒久適用化を要望する。

更に、昨今問題視されている空家問題にも対応できるよう中古住宅の利用促進のために、一定要件を満たした中古住宅にも適用化を要望する。

e. 住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。

また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

f. 本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

## g. 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるのにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

h. 耐震改修促進税制については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、更に利用し易い制度に改善することを要望する。

i. 国税で少額減価償却資産として処理したものは非課税とすること。

j. 現在建物の固定資産評価は3年ごとに見直しとなっているが、評価率だけは毎年見直しすることとする。

## (4) 地方独自課税（外形標準課税）のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、黒字とはいえ収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となりかねない。

税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な収税確保を求める姿勢には賛同できない。

まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。

いかなる場合であっても、資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

#### (5) 地方税体系の簡素化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。また、徴税・納税手続きの効率化のため、国税との一本化についても検討することを要望する。

#### (6) 事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震(津波)対策に限定すべきである。

更に、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

#### (7) 自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税(または軽自動車税)と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されたが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

#### (8) 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴税技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

#### (9) 法定外目的税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいえず、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならぬ。

よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

#### (10) 電子申告納税制度の利便性の充実

電子申告納税制度は、導入後、国税においては利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実に要望する。また国税のe-Taxと地方税のeLTAXの統合や、法人を識別する番号を法人番号へ一本化するなど、ロードマップを作成し、計画的に電子申告納税制度の拡充が図られることを要望する。

#### (11) ふるさと納税制度の運用の改善

ふるさと納税制度による寄附先を、個人が成人するまでに生誕し居住した都道府県及び市町村に限定するか、その場合に有利となるようふるさと納税制度の運用の改善を要望する。

#### (12) 自動車関係諸税

自動車の環境性能の向上と、今後のEV化の進展に向け自動車税制全般を簡素化・負担軽減の観点から見直すとともに、道路整備等の受益と税負担の関係の再構築を図り、新たなモビリティ社会に向けた税体系とするよう要望する。

## 5. 消費税制のあり方

### (1) 消費税について

消費税率10%の引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担などの問題も多く、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証することを要望する。

### (2) インボイス制度の導入について

インボイス方式への切り替えが実施されてきたが、企業にとっては、インボイス導入により区分経理処理など事務的な負担、また新たな事務機器等の導入、システム変更などによる金銭面での負担が増加している。負担軽減のために十分な対策を強く要望する。

更に、免税事業者を選択した先に不利益を与えないよう実効性の高い対策を講じるべきである。

また、できるだけシンプルな制度とすることを要望する。

### (3) 住宅取得の際の適用について

一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築する場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

### (4) 消費税の滞納防止について

消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。直ちに予定納税における納税額及び納税回数を見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

### (5) 簡易課税制度のみなし仕入率について

簡易課税制度は中小事業者の事務負担を軽減する目的で措置されたものであるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っており益税が発生している。公平性の観点から、仕入率を実際の課税仕入率の水準に近づけるよう要望する。

## 6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。  
とくに、文書課税は即刻廃止することを要望する。

## 7. 環境税のあり方

令和6年度から森林整備や森林保護の財源として導入された森林環境税だが、既に独自に導入している40近い自治体にとっては、地方税にも同じく森林保全に関する独自課税があり、二重課税にならないよう要望する。

また、森林環境譲与税は、譲与基準の一部見直しが行われたが、整合性と使いみちや目的についてはまだまだ満足のいくものではない。更なる見直しを強く要望する。

## 8. マイナンバー制度の運用

カードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

- (1)カードを利用した場合のメリットを広く周知すること。
- (2)マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。
- (3)導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。
- (4)税務申告をはじめ、カードを利用した場合に、なんらかのインセンティブを継続的に与えること。

## 9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離是正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離是正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令を早期に改定するよう強く要望する。

### <第三 個別事項>

#### 1. 法人税

(1)交際費について、次を要望する。

- a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭等に係わる金額（1件3万円程度）は交際費の課税対象から除外すること。
- b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。

(2)引当金の損金算入について

役員及び従業員の退職給与引当金の復活について、負債性引当金である退職給与引当金の損金算入復活を要望する。

(3)資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

- a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。
- b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。  
現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。
- c. 災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨いだ場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、経費計上ができるようにすること。

(4)減価償却関連事項として次を要望する。

- a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。
- b. 電算機のソフトウェアの取得または更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。
- c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5)貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売掛債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6)電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却を認めること。

(7)リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

- (8)相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせ年6%から2%以下に引き下げること。
- (9)不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。
- (10)法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。
- (11)法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。
- (12)事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。
- (13)欠損金の繰戻し期間については前1年を前3年にわたり認めること。
- (14)適用額明細書の廃止  
適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。
- (15)繰延消費税の全額即時償却  
控除対象外消費税のうち一つの資産に係る金額が20万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを要望する。
- (16)賃上げ促進税制の見直し  
賃上げ促進税制は、従業員の賃金等の総支給額が前年度よりも増加している事が適用要件ではあるが、従業員が減少した場合など一人当たりの賃金等の総額が増加している場合にも適用出来るように見直しを要望する。  
また、従業員の訓練費用増加による上乗せ要件は、研修に参加するための費用に交通費・必要宿泊費の加算を認めるように要望する。
- (17)会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に相当する金額については益金不算入とすること。

## 2. 所得税

- (1)諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する
- 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。平成30年度改正により基礎控除額48万円に引き上げられたが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるので更に増額すべきである。
  - 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。
  - 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円(現行10万円)とすること。  
また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。
  - 個人年金保険料控除については、年60万円までとするよう要望する。
  - 結婚・出産への支援  
少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、例えば、結婚後5年間は所得税を非課税とすることなど、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。
  - 現状、介護保険法の要介護認定を受けられただけでは障害者控除の対象とならないことから、在宅介護における負担軽減及び認定手続きの負担軽減を目的として、介護保険法の要介護3以上の認定を受けた者についても特別障害者の対象とするよう要望する。
  - 所得税法においては給与所得者に対し特定支出の控除の特例(所得税法第57条の二)が認められているが、その範囲は「職務に直接必要な技術や知識、資格の取得費用」として給与支払者の認めたものに限定されている。転職を前提とした教育の支出に対応するものが無いため、同支出についても給与所得者の特定支出の控除の特例に加えることを要望する。
- (2)給与所得者の申告について次を要望する。
- 令和4年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」に加え、「総資産10億円以上」に該当する者も財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。
  - 主たる給与以外の所得限度額を現行の20万円から110万円に引き上げること。
- (3)確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6ヵ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。
- (4)源泉所得税に関する事項として次を要望する。
- 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。
  - 長年据え置かれている所得税基本通達36-38の2(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)のただし書きの

3,500円を5,000円に増額すべきである。

- c. 所得税法204条1項2号に掲げる報酬又は料金については、小規模事業者の場合、納税事務負担の軽減目的で、所得税法216条により納期の特例の適用対象とされている。所得税法204条1項1号に掲げる報酬又は料金についても、同条同項2号の報酬又は料金と発生頻度や金額等の多寡等が類似していると考えられるため、同様に納期の特例の対象とすること。

(5)不動産の譲渡所得について次の事項を要望する。

- a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。  
更に、低未利用土地の譲渡に限定することなく100万円の特別控除を復活すること。
- b. 相続した土地・建物等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。
- c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。
- d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。
- e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。
- f. 個人事業所得等の損失の補填を目的として生じた経営者個人の土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めるよう要望する。
- g. 離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税（みなしを含む）を行わないこと。
- h. 低未利用地の譲渡にかかる特例措置として、譲渡所得から100万円を控除する制度が3年間延長され、令和7年12月31日までとなり、譲渡対価要件が、500万円以下から800万円以下に引き上げられたが、更に1,500万円以下まで引き上げることがを要望する。

(6)譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰越控除の期間を法人の欠損金繰越控除期間相当に延長することを要望する。

また、土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の繰越控除も認めることを要望する。

(7)不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(8)非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(9)通勤手当の非課税限度額が交通機関を利用した場合に比べ、マイカー・自転車通勤者の限度額が低い。交通機関を利用した通勤が困難で自動車の利用が合理的な地域もあるため、通勤距離による限度額だけでなく交通機関利用相当の非課税限度額を認めるようにすること。

(10)貯蓄から投資への流れを促進するため、上場株式等に係る譲渡損失について、現行3年間の繰越控除が認められているが、これを5年間に延長すること。

(11)災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること。

(12)使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

- a. 使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。
- b. 深夜勤務に対する食事代負担額の非課税基準を1,000円に引き上げること。

(13)年の途中で死亡した人の場合は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に生前所得の申告と納税をしなければならないが、相続人が被相続人と同居していない場合（遠隔地に居住していればなおさら）、短期間に相続財産や被相続人の生前所得等を把握することは困難なことが多く、相続財産を確定させる段階で被相続人の生前所得が明らかになることも多い。したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限まで延長することを要望する。

### 3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。

ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できることとすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用（遺言執行費用、弁護士、税理士費用等）を相続財産から控除できるようにすること。

(4)相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（譲渡所得に対する相続税の加算）の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

- (5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、年60万円に引き上げること。  
また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円まで引き上げること。
- (6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。
- (7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。
- 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。
  - 非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。
  - 非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。
  - 事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。
- (8)準確定申告及び納税期限を4ヶ月以内から6ヶ月以内へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。
- (9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引き上げること。  
また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できることとし、適用回数の制限は設けないこと。また、婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。
- (10)夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。
- (11)納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すること。
- (12)相続により取得した上場株式および不動産の売却時の取得価格については、相続により取得した時の価格をベースとすべきである。

#### 4. 地方税

- (1)法人・個人住民税について次を要望する。
- 住民税は国税の付加税として一本化する。
  - 法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。
  - 個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。
  - 非上場株式の少額配当は、所得税では申告不要制度を選択できるが、個人住民税では申告を要する。所得税と個人住民税における差異を解消し、個人住民税においても申告不要制度を選択できるよう措置を講ずること。
  - 個人住民税が毎年1月1日を賦課期日としていることから、賦課期日前に出国した個人において出国前に不動産や株式等の譲渡所得生じた場合、担税力があるにもかかわらず住民税が課税されないという不公平が生じることになる。当該不公平を解消するような措置を講ずること。
  - 一箇所からのみ給与を得ている所得者でその給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得税においては申告不要とされているが、住民税には申告が必要である。住民税も申告不要とすべきである。
- (2)市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地なみ課税は、三大都市圏に限定すること。
- (3)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとするか、または、廃止すること。
- (4)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物件等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。
- (5)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して、基礎控除額を土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。
- (6)法人の償却資産申告期限の改正等  
償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。  
なお、当該措置を講ずるまでは、12月決算法人の申告期限を2月まで延長すること。
- (7)地方税においては欠損金の繰戻し制度がないことから、法人事業税の所得割及び法人住民税の法人税割については、欠損金の繰戻し制度を創設すること。
- (8)入湯税・宿泊税については、使用を目的以外に使わないこと。また、税額を安易に上げないこと。

(9)空家等対策の推進に関する特別措置法の改正等、空き家対策が進められているが、住宅用地特例が受けられなくなっている空き家の撤去や整地を行った際に、撤去・整地を行った年の前年に遡って前年・当年の2年間住宅用地特例を適用できるものとして、既納付分の差額の還付申請を可能とする等、税制面でも空き家の撤去がしやすい環境を整備すること。

5. 消費税

- (1)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。
- (2)簡易課税の選択については、現行の期限（課税期間の開始日の前日）までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。
- (3)年税額ごとに決められている消費税の納付回数の細分化を選択できるよう要望する。

6. 印紙税等

- 印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、次を要望する。
- (1)売上代金受取書の印紙税の非課税限度額を、現行の5万円未満から10万円未満に引き上げること。また、配当金領収書または配当金振込通知書の非課税限度額を5万円未満に引き上げること。
  - (2)消費貸借にかかる契約書は金額に関係なく、一律200円にすること。
  - (3)継続的な取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4,000円）とすること。
  - (4)法人の役員再選・重任の登記の際の登録免許税を廃止すること。
  - (5)「不動産の譲渡に関する契約書」および、「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置を、恒久的な措置とするよう要望する。

以上



焼津市内の店舗			藤枝市内の店舗		
まるせい営業部	焼津市栄町3-5-14	054-628-8171	藤枝支店	藤枝市前島2-29-12	054-635-0831
まるせい営業部 中央出張所	焼津市本町4-10-28	054-628-3151	藤枝水守支店	藤枝市水守1-19-37	054-646-3900
焼津支店	焼津市東小川2-11-22	054-627-8686	藤枝中央支店	藤枝市本町2-2-33	054-641-0700
道原支店	焼津市三和1342	054-623-3751	藤枝中央支店 田中出張所	藤枝市郡1131-1	054-645-0100
小川支店	焼津市小川新町3-1-25	054-628-3168	藤枝上支店	藤枝市藤枝2-5-43	054-641-0720
石津支店	焼津市下小田中町31-6	054-624-2101	藤枝駅支店	藤枝市青木2-35-25	054-641-1450
焼津西支店	焼津市西小川1-12-7	054-627-0178	藤枝駅支店 志太出張所	藤枝市志太4-1-5	054-644-4131
焼津北支店	焼津市駅北3-12-10	054-629-1551	岡部支店	藤枝市岡部町岡部6-27	054-667-0125
大富支店	焼津市東祢宜島15-2	054-623-0111	高洲支店	藤枝市高柳4-16-12	054-635-6111
大井川支店	焼津市下江留650-1	054-622-3511	いかるみ支店	藤枝市五十海4-18-8	054-645-1611
豊田支店	焼津市小屋敷342-1	054-629-1120			
さかなセター支店	焼津市八楠4-13-11	054-628-5141			
大住支店	焼津市三右衛門新田632-1	054-623-6600			

令和6年7月13日現在

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



# 令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

名古屋国税局では、「内部事務のセンター化（※1）」を実施しておりますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署（裏面参照）に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います（※2）。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

（※1）「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

（※2）e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合に、別途郵送等で書面による提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの一定の要件に該当する書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。  
一定の要件に該当する書類については、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となります。詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

### 内部事務のセンター化の対象となる税務署

名古屋国税局では、令和3年7月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和8年の全署実施へ向けて、対象となる税務署を順次拡大しております。

令和6年7月10日からは、名古屋国税局業務センター沼津分室及び熱田分室を新設するとともに、三の丸分室及び多治見分室では対象署を拡大し、以下のとおり実施する予定です。

名称・所在地	対象署	名称・所在地	対象署
名古屋国税局 業務センター 〒461-8623 名古屋市東区泉一丁目17番8号 名古屋国税局 名古屋東分庁舎	名古屋東税務署 名古屋中税務署 (注2)	名古屋国税局 業務センター沼津分室 〒410-8553 沼津市市場町九番1 沼津合同庁舎	沼津税務署 熱海税務署 三島税務署 下田税務署
名古屋国税局 業務センター三の丸分室 〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎	岐阜北税務署 岐阜南税務署 大垣税務署	名古屋国税局 業務センター熱田分室 〒456-0033 名古屋市熱田区花表町7番地17号	熱田税務署 中川税務署
名古屋国税局 業務センター多治見分室 〒507-8710 多治見市白山町一丁目209番地	多治見税務署 高山税務署 関税務署 中津川税務署 尾張瀬戸税務署	名古屋国税局 業務センター豊橋分室 〒440-8535 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎	豊橋税務署 西尾税務署 新城税務署
名古屋国税局 業務センター清水分室 〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎	清水税務署 藤枝税務署	名古屋国税局 業務センター刈谷分室 〒448-8522 刈谷市若松町一丁目46番地1 刈谷合同庁舎	刈谷税務署 豊田税務署
名古屋国税局 業務センター浜松西分室 〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号 浜松合同庁舎	浜松西税務署 浜松東税務署 島田税務署 磐田税務署 掛川税務署	名古屋国税局 業務センター津分室 〒514-8544 津市桜橋二丁目99番地	津税務署 伊勢税務署 松阪税務署 上野税務署 尾鷲税務署

(注) 1 下線を付した部分は、令和6年7月10日からの変更箇所を示しています。

2 一部の行政指導事務等については、名古屋国税局業務センターにおいて、名古屋国税局管内全税務署の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。

### 文書收受日付印の表示について

郵送等で業務センターが收受した文書（対象署から移送された文書を含む。）には、「名古屋国税局業務センター」と表示した文書收受日付印を押なつします。

なお、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

このため、令和7年1月以降、申告書等を提出する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）していただきますよう、お願いします。

#### ○ 文書收受日付印イメージ

センター	センター（分室）	（参考）税務署
<p>※ 対象署の窓口へ提出された文書には、従来どおり「●●税務署」等の文書收受日付印を押なつします。</p>		

(注) 大垣税務署、高山税務署、関税務署、沼津税務署、熱海税務署、三島税務署、下田税務署、熱田税務署及び中川税務署の文書については、令和6年7月10日以降に業務センターが收受した文書が対象となります。



令和6年4月から

# 自動ダイレクト

が始まります！

源泉所得税の納付にも、  
おススメ!!

## 自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

## 利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

## 利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

## 利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[☞](#)  
 2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



# 県税に関する申請書等 ダウンロードのご案内

静岡県のホームページから、静岡県税に関する申告書や申請書の様式をダウンロードすることができます。

- 法人事業税・県民税・・・「納付書」、「法人設立解散等届出書」、「法人変更届出書」、「更正の請求書」など
- 個人事業税・・・「個人の事業開始廃止等届出書」など
- その他・・・「県税納税証明書交付請求書」など

このほかにも、各種様式をダウンロードすることができます。  
詳細は、下記によりご確認ください。



静岡県公式ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp>

1 トップページ  
「目的から探す」をクリックします。



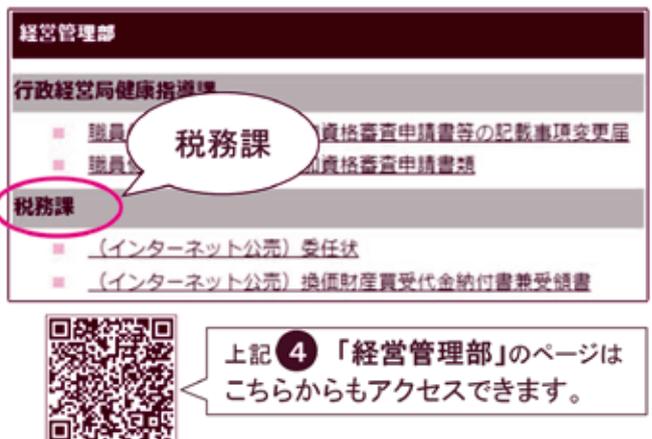
2 「申請書ダウンロード」をクリックします。



3 表示されている所属名の中から、  
「経営管理部」をクリックします。



4 「経営管理部」の中の「税務課」から  
必要な書類をクリックします。



お問い合わせ先 <法人2税について>  
静岡県 静岡財務事務所 直税第1課 054-286-9160  
<納税証明について>  
藤枝財務事務所 管理課 054-644-9121

# 税理士は企業や個人を 専門家として「サポート」します

## 税務代理・税務書類作成

法人税・消費税・所得税・相続税等の  
申告書作成 各種届出書の作成  
e-Tax代理送信 税務調査立ち会い

## 税務相談・経営相談

事業計画作成や資金繰り相談  
その他経営相談 事業引継の相談  
相続税や贈与税の税務相談や  
事前シミュレーション

## 社会貢献活動

外部監査人・登録政治資金監査人・成年後見人として活躍  
学校や団体で開催される租税教室での講師



税理士をお探しのときは  
ここから探して  
みましょう



日本税理士会連合会  
ウェブサイト



東海税理士会藤枝支部 事務局  
焼津市焼津4丁目15番24号  
(焼津商工会議所会館内)

藤枝支部  
ウェブサイト



税理士による無料税務相談 毎週月水金 午後 1:30~4:00  
予約制ですので 054-628-2250 へお電話ください

(令和6年1月15日～7月18日)

## 全法連・東海法連・静岡県連



1月29日 (一社) 静岡県法人会連合会「第53回運営研究会」 [会場] ホテルアソシア静岡



3月8日 東海法人会連合会「第78回東海大会」 [会場] 名古屋観光ホテル



4月18日 (公財) 全国法人会総連合 女性部会連絡協議会「第18回法人会全国女性フォーラム広島大会」  
[会場] 広島県立総合体育館

令和6年4月18日(木)、広島県立総合体育館にて、全国の法人会女性部会員約1,700名が一堂に会して、「2024HIROSHIMA今、みつめなおそう!～多島美の瀬戸・豊かな里山から～」を大会キャッチフレーズに、田原芳幸国税庁課税部長他多数の来賓ご臨席のもと、第18回法人会全国女性フォーラム広島大会が開催されました。  
大会式典に先立ち、記念講演が開催され、広島交響楽団 桂冠指揮者の下野竜也氏が「音楽・師との出会い～今、我々に求められること～」と題し講演を行いました。  
また、「税に関する絵はがきコンクール」全法連女連協会長賞を受賞した12作品が紹介され、会場内には、全国から応募のあった約24万3千点の中から選ばれた、全国の単位会代表作品440点が展示されました。



5月28日 (一社) 静岡県法人会連合会 青年部会・女性部会連絡協議会「第12回定時総会」  
[会場] グランディエールブuketーカイ



6月19日 (一社) 静岡県法人会連合会「第12回定時総会」 [会場] ホテルグランヒルズ静岡



6月20日 東海法人会連合会 青年部会連絡協議会「第33回定時総会」 [会場] コートヤード・バイ・マリオット名古屋

## 本 会



1月15日 新春講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣  
演 題 「生きる道の見つけ方」 講師/落語家 桂 福丸 氏



1月18日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館  
テーマ 「会社の決算と申告の実務」 講師/東海税理士会藤枝支部 税理士 太田容子 氏



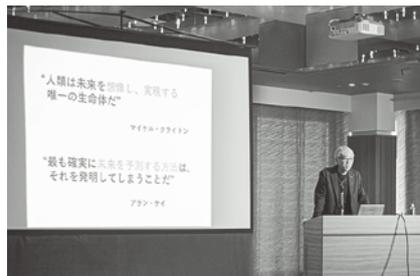
2月14日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館  
テーマ 「適格請求書保存方式及び電子帳簿保存法の実務とその対応」  
講師/藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 長澤正明 氏



4月26日 新入及び社員講座 [会場] 焼津文化会館  
 <第一部> テーマ 「社員の心得」 講師/株フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子 氏  
 <第二部> テーマ 「社会人と税」 講師/藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 大倉一祐 氏



5月9日 新設法人説明会 [会場] 藤枝市民会館  
 講師/藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 長澤正明 氏



5月22日 記念講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣  
 演題 「商品はつくるな市場をつくれ」 講師/元麒麟ビール(株) マーケティング部 和田 徹 氏



6月13日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館  
 テーマ 「ここが変わる! 令和6年度税制改正」 講師/藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 長澤正明 氏



7月18日 営業セミナー [会場] 焼津文化会館  
 テーマ 「売れる人になるための行動変革術講座」 講師/有島田教育総合研究所 代表取締役 島田義也 氏

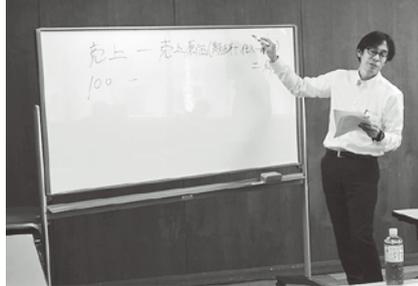
## 青年部会



1月25日 新春講演会 [会場] 小杉苑  
演 題 「小さな会社を強くするブランドづくり」 講 師/静岡県立大学 経営情報学部 教授 岩崎邦彦 氏



5月16日 記念講演会 [会場] 小杉苑  
演 題 「おかげさまの循環」 講 師/(宗)大慶寺 住職 大場唯央 氏



6月11日 税金教室 [会場] 藤枝市文化センター  
テーマ 「税務コンプライアンスの向上に向けて」  
講 師/藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 大倉一祐 氏

## 女性部会



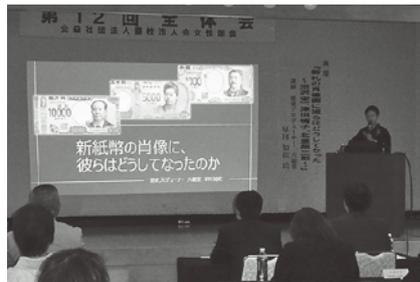
1月22日 新春講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣  
演 題 「笑いと健康」 講 師/落語家 柳家三之助 氏



2月7日 税金教室 [会場] 焼津文化会館  
 テーマ 「税務調査ってなに？」 講 師／藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 大倉一祐 氏



4月20日 社会貢献活動「藤まつりにて税のPR活動」 [会場] 蓮華寺池公園



5月13日 記念講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣  
 演題 「新札の肖像画に彼らはどうしてなった」 講 師／歴史プロデューサー 六龍堂 早川知佐 氏

## 新 入 会 員 紹 介

～ご入会ありがとうございました～ 令和6年1月16日～6月5日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
<b>藤枝地区</b>		
(株)小柳津工業	藤枝市志太3丁目14-28-1	(同)静岡保険パートナーズ (AIG代理店)
あんしんスクラム(株)	藤枝市大東町908-1	事務局
社会保険労務士法人 さかもと事務所	藤枝市高柳1938-2	事務局
(株)グリーンシード	藤枝市高洲65-20	事務局
税理士法人 笠原会計事務所	藤枝市藤岡5丁目15-20	事務局
(同) SANSEI	藤枝市中藪田787-1	静岡銀行 藤枝支店
(株)あかつき	藤枝市平島114-4	静岡銀行 藤枝支店
(一社) 藤枝市観光協会	藤枝市駅前2丁目7-26-2階	(株)藤枝江崎新聞店
<b>焼津地区</b>		
特定非営利活動法人静岡家庭教育サポート協会	焼津市五ヶ堀之内1644-1	ジェイアイシーセントラル(株) (AIG代理店)
医療法人社団秀和会	焼津市本町2丁目12-8	あおい税理士法人
(株)シーエイティ	焼津市八楠2丁目20-7	しずおか焼津信用金庫 さかなセンター支店

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに



●契約年齢●  
0歳～  
満85歳まで  
※ご契約内容により異なります。

心配な  
「がん」の  
備えに



必要な保障だけ手軽に備える、自由に選べる医療保険

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、  
特約で三大疾病<sup>(※1)</sup>への備えも

▼基本プラン		保険期間
月額保障 治療費	<b>治療給付金</b> 病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき 入院 <b>4か月型<sup>(※2)</sup></b> 入院をしたとき 入院中の手術 <b>月数無制限</b> 入院中に手術を受けたとき 放射線治療 <b>月数無制限</b> 放射線治療を受けたとき 外来手術 <b>月数無制限</b> 外来によって手術を受けたとき	いずれかに該当した月ごとに1回 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。 <b>10万円</b> 外来手術のみに該当した月の場合 <b>2.5万円</b>
	<b>終身</b>	<b>終身<sup>(※7)</sup></b>
日額保障 諸経費	<b>疾病入院給付金</b> 病気・ケガによって入院をしたとき <b>1日につき5,000円</b>	<b>終身</b>
	<b>通院給付金<sup>(※3)</sup></b> 入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき <b>1日につき5,000円</b> 住診・訪問診療、オンライン診療および電話診療も保障	<b>終身</b>

ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 (上皮内新生物保障特約付き)	免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)
---------------------------------	-------------------------------------

(※1)がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患 (※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。△三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

保険料払込期間:終身 治療給付金の支払限度の型:4か月型  
 <三大疾病保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特約)>付き  
 <手術・放射線治療不担保特約>なし <入院給付金不担保特約>なし  
 <健康祝金特約>なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,566円	3,296円	4,855円	8,285円
女性	3,060円	3,961円	4,590円	6,685円

2023年9月19日現在

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険

治療前の検査から治療後の外見ケアまで  
幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障		保険期間
精密検査	要精検後精密検査給付金 <sup>(※4)</sup>	検診ごとに1年に1回 <b>2万円</b> <b>10年満期<sup>(※5)</sup></b>
▼治療中の保障		
診断	診断給付金	一時金として <b>がん 50万円</b> 上皮内新生物 <b>5万円</b>
	特定診断給付金 <sup>(※6)</sup>	一時金として <b>がん 50万円</b>
	複数回診断給付金	1回につき <b>がん 50万円</b> 上皮内新生物 <b>5万円</b>
入院	入院給付金	1日につき <b>10,000円</b>
通院	通院給付金	1日につき <b>10,000円</b>
治療	治療給付金	受けた月ごと <b>10万円</b> ホルモン剤治療のみの場合 <b>5万円</b>
	特定保険外診療給付金 <sup>(※6)(※8)</sup>	受けた月ごと <b>50万円</b>
先進医療・患者申出療養	がんゲノムプロファイリング検査給付金 <sup>(※6)</sup>	受けた月ごと <b>10万円</b>
	がん先進医療・患者申出療養一時金 <sup>(※6)</sup>	自己負担額と同額(通算2,000万円まで)
がん先進医療・患者申出療養	がん先進医療・患者申出療養一時金 <sup>(※6)</sup>	一時金として1年に1回 <b>15万円</b>

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	〈外見ケア特約〉 外見ケア給付金 <sup>(※6)</sup>	①顔・頭部の手術②手足の切断術 ③頭皮の脱毛症状 ④各1回ずつ <b>20万円</b> 1回限り <b>10万円</b>	<b>10年満期<sup>(※5)</sup></b>
------	-------------------------------------	---	-----------------------------

特定保険料払込免除特約<sup>(※6)</sup> 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※4)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※7)治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※8)がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。△保障の開始まで2か月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、告知日から3か月を経過していない場合には告知日から3か月となります。※[責任開始期に関する特約]を付加しない場合です。[責任開始期に関する特約]を付加する場合は、「注意喚起情報」をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:保険期間間と同一  
 <外見ケア特約><特定保険料払込免除特約>付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,833円	3,904円	5,702円	8,663円
女性	3,133円	4,255円	5,883円	7,112円

※更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。  
2023年9月19日現在

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。●商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。



アフラック

静岡支社 〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー22F  
Tel.054-254-7723 Fax.054-253-4645

引受保険会社

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索



No.1 アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度  
全国法人会総連合

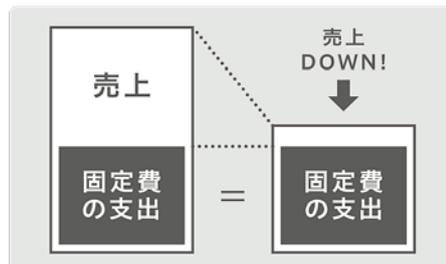
# 経営者さまが入院! 売上が減少してしまったら?

自分の体のことも  
心配だけど、  
会社の支払も心配だ...



入院によって経営者が**一時的に離職**すると、  
**会社の売上に影響が出て、固定費の負担が  
重くなる**ことがあります。

経営者の一時的な不在により売上が減少してしまった場合でも、  
固定費などの負担は変わらないため、資金繰りに影響があることも。



※上記の図はイメージであり、実際の売上高・固定費の金額水準は  
会社により異なります。

そんなときも  
ご安心!

一時金で受け取れ、固定費補填にも使える医療保険 <sup>メディカル</sup>  
一時金型 **Mタイプ** **会社を守るスマートM**

POINT 1 /  
一時金の入院保障

POINT 2 /  
シンプルな主契約と  
自由に選べる特約

- ◎会社を守るスマートMは一時金型Mタイプで法人の固定費を補填するプラン名です。
- ◎一時金型Mタイプの正式名称は無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)です。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
- ◎この資料は2023年12月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

引受保険会社

**DaiDO** 大同生命保険株式会社

静岡支社/  
静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)  
TEL 054-253-3191



# Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG 損保のリスクソリューション

## 法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る  
医療補償



地震災害の  
リスクをガード

## 法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

### 充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス (24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーパック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

#### 静岡支店

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町20-1  
AIG静岡ビル

TEL.054-255-5141 FAX.054-686-1208  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

### AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



(22-073001)